

第 6 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和2年6月25日 午後3時00分から4時00分
- 2 開催場所 音更町役場 特別会議室
- 3 出席者

委員

| 議席 | 氏 名 | 出欠 | 議席 | 氏 名 | 出欠 |
|----|---------|----|----|---------|----|
| 1 | 松 川 博 | 出席 | 11 | 白 川 勝 | 出席 |
| 2 | 伊 藤 雅 明 | 出席 | 12 | 平 尾 秀 元 | 出席 |
| 3 | 小 原 悟 | 出席 | 13 | 大 場 隆 明 | 出席 |
| 4 | 土 田 純 雄 | 出席 | 14 | 西 川 彰 | 出席 |
| 5 | 貞 廣 涉 | 出席 | 15 | 鈴 木 賢 | 出席 |
| 6 | 石 王 雅 士 | 出席 | 16 | 大 西 忠 義 | 出席 |
| 7 | 林 雅 浩 | 出席 | 17 | 石 川 清 光 | 出席 |
| 8 | 茂古沼 美 則 | 出席 | 18 | 高 野 春 夫 | 出席 |
| 9 | 田 守 文 夫 | 出席 | 19 | 木野村 英 明 | 遅参 |
| 10 | 大 熊 秀 之 | 出席 | | | |

事務局

| 職 名 | 氏 名 |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 福 井 明 宏 |
| 農 地 振 興 係 長 | 小 川 健 太 郎 |
| 農地振興係主任専門員 | 白 戸 智 明 |
| 農 地 振 興 係 主 事 | 笹 原 貴 彦 |

- 4 議事録署名委員
 - 18番 高野 春夫 委員
 - 19番 木野村 英明 委員

5 付議した議案等

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について

議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について

議案第4号 土地の現況証明願について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による要請について

議案第6号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

議案第7号 音更町農地移動適正化あっせん事業実施要領及び音更町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について

6 議事

(開会 午後3時00分)

- 議 長 　ただ今から、令和2年第6回音更町農業委員会総会を開催いたします。
　ただ今の出席委員は18名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
　議事録署名委員につきましては、18番 高野委員、19番 木野村委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
　報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 　(報告第1号第1項及び第2項朗読、説明)

議 長 　説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 　(全員なし)

- 議 長 　なければ、報告第1号を終了いたします。
　次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題とします。議案第1号につきましては、先に第1項の審議を行い、その後第2項から第7項までの案件を一括審議したいと思います。
　それでは、まず、議案第1号第1項の件を議題といたします。第1項については、私自身に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限となります。第1項を審議する前に議長退席し、この間、石川会長職務代理に議長を務めていただきます。暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議案第1号第1項を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 　(議案第1号第1項朗読、説明)

　本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。なお、第1項につきましては、後ほど議案第5号の農業経営基盤強化促進法の規定による要請と議案第6号においてあっせんの申出がございます。以上です。

議 長 　説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 　(全員なし)

議 長 　議案第1号第1項の件について、要件を満たしているということよろしいですか。

委 員 　(全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項については、要件を満たしていることを確認いたしました。大熊会長入室のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
続きまして、第2項から第7項までの件を一括議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第2項から第7項朗読、説明)
本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。なお、第2項から第6項につきましては、後ほど、議案第5号において農業経営基盤強化促進法の規定による要請が、第7項につきましては、議案第4号において、土地の現況証明願いがそれぞれございます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第1号第2項から第7項の件について、要件を満たしているということによるのでしょうか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第2項から第7項については、要件を満たしていることを確認いたしました。
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)
なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
石川委員から、調査報告をお願いいたします。

17番 6月22日にお話を伺ってまいりました。親子間での贈与を農地法の3条で行うものであり、何ら問題はないと確認をしておまいりました。以上です。

議 長 石川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第2号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
茂古沼委員から、調査報告をお願いいたします。

8 番 6月9日に現地確認、お話を伺ってまいりました。この案件も親子間の贈与という
ことで何ら問題はないと思われま
す。以上です。

議 長 茂古沼委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」
の第1項及び第2項については関連がありますので、一括して議題といたします。事
務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項及び第2項朗読、説明)

なお、議案第3号第1項及び第2項の許可基準につきましては、別添「調査書」の
2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当
しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第1項及び第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
白川委員から、調査報告をお願いいたします。

11番 今月の20日に借主の方へ伺ってお話並びに現地確認をしてまいりました。こちら

の土地は、第1項及び第2項の貸主から40年程借りているそうですが、第2項の貸主のお父様が2年ほど前に亡くなり、相続の届出をした際に農業委員会で契約の確認が取れていない土地であることがわかり、この度、きちんとした形で申請を出したいということで今回の運びとなりました。賃貸料につきまして、地域では高めではありますが40年前からこの値段であったということで、今回もこの金額で借主も問題ないということでございました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第1項及び第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項及び第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第3項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第3項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査書」のとおりです。農地法第3条第2項各号のうち、第5号の2ヘクタールの下限面積に達しておりませんが、農地法施行令第2条第3項第1号に規定する権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培で、その経営が集約的に行われるものであると認められることから、例外許可事由にあたると思われれます。以上です。

議 長 議案第3号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。石王委員から、調査報告をお願いいたします。

6 番 現地等確認をしてお話を伺ってまいりました。借主は他でも野菜栽培をしております。経営規模拡大のため、今回、新たな農地を借りるということでございます。賃貸料につきまして、反当りの金額が高く思われますけれども、ハウスが8棟建っており、その分を考慮しての金額であると思われれますので何ら問題はないと思われれます。以上です。

議 長 石王委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第3項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第4項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第4項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第3号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。

小原委員から、調査報告をお願いいたします。

3番 先日、借主にお話を伺ってまいりました。夫婦間の使用貸借ということで、今回、
道営の土地改良事業に伴う土地の使用貸借を農地法3条で行うために申請するもので
ございます。以上です。

議長 小原委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしい
ですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第4項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

続きまして、議案第3号第5項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第5項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第3号第5項の案件につきましては、現地調査が行われています。

小原委員から、調査報告をお願いいたします。

3番 こちらも先日、借主にお話を伺ってまいりました。こちらの土地は、先ほどの第4項
と地続きで、土地改良事業に伴う土地の賃貸借を農地法3条で行うということで、申
請した次第でございます。以上です。

議長 小原委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
ん

か。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第5項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第5項について、申請のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第3号第6項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第6項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第3号第6項の案件につきましては、現地調査が行われています。
小原委員から、調査報告をお願いいたします。

3番 こちらも先日、貸主の所へ伺ってお話を聞いてまいりました。自身が構成員となっ
ている法人を経営する息子さんに近々、土地を贈与するというので、贈与をするに
は法人への賃貸借の契約がなされていなければならないことから、今回、3条の賃貸
借の申請をするものでございます。何ら問題はないと思われま
す。以上です。

議長 小原委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第6項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第6項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

続きまして、議案第3号第7項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第7項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の5ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第7項の案件につきましては、現地調査が行われています。
小原委員から、調査報告をお願いいたします。

3 番 先日、貸主にお会いしてお話を伺ってまいりました。今回の借主に是非、賃貸借をお願いしたいということで申請がございました。反当りの金額も妥当な金額であると思われます。以上です。

議 長 小原委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第7項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第7項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の6ページから8ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議 長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
鈴木委員から調査報告をお願いいたします。

15番 6月12日に確認してまいりまして、駒場の住宅地にある土地で現在、地目が畑になっているものを地目変更し、宅地に変えたいということでございます。申請地目のとおりで問題はないと思われます。以上です。

議 長 鈴木委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第4号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第4号第2項朗読、説明）

なお、願出地につきましては、「調査書」の9ページから12ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議長 議案第4号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
小原委員から調査報告をお願いいたします。

3番 6月2日に事務局とともに現地へ行ってお話を伺ってまいりました。土地の所有者は近々、自身が構成員となっている法人を経営する息子さんに土地を譲渡したいということで、宅地まわりの整理をしたいということで出された願出でございます。昔、牛を飼っておりまして、堆肥盤、運動場ということでコンクリートを敷詰めている土地がありまして、このような少し広い面積となっておりますけれども、現在は作業機置き場ということで利用しております。最小限の面積での願出であると思われま

議長 小原委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 （全員なし）

議長 議案第4号第2項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 （全員異議なし）

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第2項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第4号第3項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第4号第3項朗読、説明）

なお、願出地につきましては、「調査書」の13ページから15ページのとおりであります。利用状況は原野となっております。以上です。

議長 議案第4号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。
石川委員から調査報告をお願いいたします。

17番 6月22日にお話を伺って現地を確認してまいりました。先ほどの議案第2号第1項の案件と関連いたしまして、すべての畑を確認したところ、地目が現況と合っていないと指摘を受けたようでございます。現況は道路と河川に挟まれた本当に小さな土地で牧草地としての作業ですとか、当然、畑としての作業ができないところでございます。申請のとおり、原野でよろしいかと思われま

議長 石川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございません

か。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第3項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第3項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第4号第4項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第4項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の16ページから18ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議長 議案第4号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。林委員から調査報告をお願いいたします。

7番 先月の20日に事務局とともに土地の所有者立会いのもと現地調査をしてまいりました。近々、農地の売買を考えており、それに伴います農地と宅地を整理する地目変更でございます。以上です。

議長 林委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第4項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第4項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による要請について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第1項から第6項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。ここで、暫時休憩いたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

説明が終わりました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第5号第1項から第6項まで、音更町に対し、買入協議の要請をすることに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項から第6項まで、音更町に対し買入協議の要請をすることと決定いたします。

続いて、事務局から農用地利用調整委員の発表をいたします。

事務局長 (農用地利用調整委員の発表)

議長 ただ今、農用地利用調整委員の発表がありました。調整委員のみなさんには、よろしく願いいたします。なお、買入協議の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

次に、議案第6号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項から第5項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。

本日、午後2時より、農地調整部会が開催されており、議案第6号のあっせんの適格者の選定が行われております。伊藤部会長から報告をお願いいたします。

2番 あっせん適格者の報告をさせていただきます。

第1項、桜田地区のAさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていました西昭和地区のBさんの後継者でありますCさん(42歳)を選定いたしました。

第2項、北蘭新町地区のDさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていました大盛地区の有限会社E、大盛地区Fさん(63歳)、大盛地区Gさん(67歳)を選定いたしました。

第3項、東旭地区のHさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていました東旭地区のIさん(65歳)を選定いたしました。

第4項、勲地区のJさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていました勲地区のKさん(44歳)を選定いたしました。

第5項、勲地区のLさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていました勲地区のKさん(44歳)を選定いたしました。以上です。

議長 ただ今、伊藤部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議 長 議案第 6 号第 1 項から第 5 項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第 6 号第 1 項から第 5 項について、報告のとおり決定いたします。続いて、事務局からあっせん委員の報告をいたします。

事務局長 (あっせん委員の発表)

議 長 ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

次に、議案第 7 号「音更町農地移動適正化あっせん事業実施要領及び音更町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (議案第 7 号朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第 7 号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第 7 号について、原案のとおり決定いたします。
以上で議案は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和 2 年第 6 回音更町農業委員会総会を閉会させていただきます。

(閉会 午後 4 時 0 0 分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和 2 年 6 月 2 5 日